○対象となる法人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
（収入金課税法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等を除く）

○納める額

法人事業税額 ＝ 所得割額 ＋ 付加価値割額 ＋ 資本割額

○税額の計算

※税率についてはA2をご覧ください。

（1） 所得割額 ＝ ＜所得＞ × 税率

（2） 付加価値割額 ＝ ＜付加価値額＞ × 税率

＜付加価値額＞ ＝ 収益配分額 ± 単年度損益

1. 報酬給与額　役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当等の合計額
2. 純支払利子　支払利子から受取利子を引いた額
3. 純支払賃借料　土地、建物に係る支払賃借料から受取賃借料を引いた額
4. 単年度損益　繰越欠損金控除前の法人事業税の所得金額
   なお、単年度損益に欠損金が生じた場合には収益配分額から控除します。

【雇用安定控除制度】
報酬給与額のうち収益配分額の70%相当額を超える部分については、課税標準から控除します。

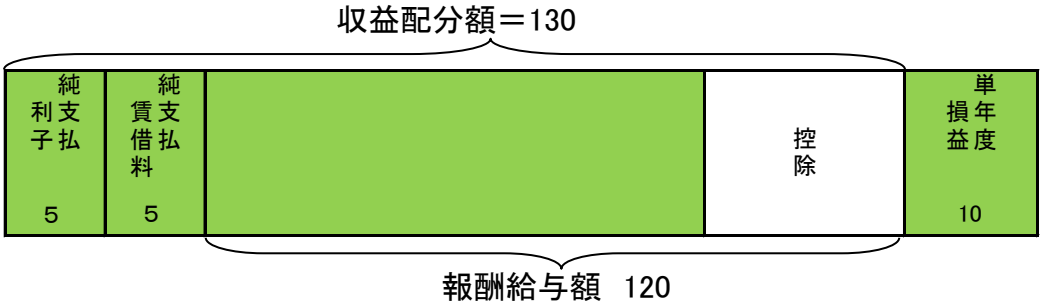

付加価値額＝111［{収益配分額(130)−雇用安定控除額(29)}＋単年度損益(10)］

（3） 資本割額 ＝ ＜資本金等の額＞ × 税率

※ 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は同条第17号の2に規定する額をいいます。
なお、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、『資本金等の額（無償増減資等を加減算した額）』と『資本金と資本準備金の合計額』を比較し、いずれか多い額が資本金等の額となりました。

【持株会社に係る資本圧縮措置】
一定の持株会社については、総資産価格に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合分を課税標準から控除します。

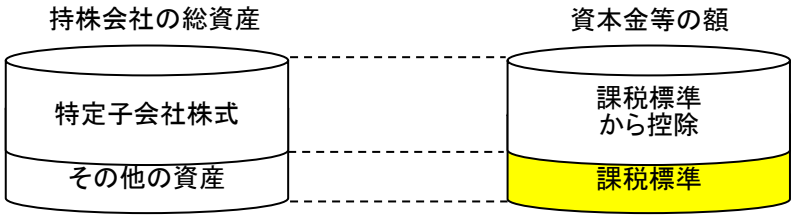

【資本金等の額が1,000億円を超える法人に係る資本圧縮措置】
資本金等の額のうち1,000億円を超える部分については、次の表の割合を乗じて得た金額の合計額に圧縮します。なお、1兆円を超える部分は、課税標準に算入しません。

資本金等の額の区分	割合
1,000億円以下の部分	100 %
1,000億円を超え、5,000億円以下の部分	50 %
5,000億円を超え、1兆円以下の部分	25 %